

# 大田区 避難行動要支援者名簿への登録のおすすめ

平成 29 年 4 月  
大 田 区

大田区では、地震などの災害が起きたときに、自力で避難することが難しい高齢者や障がいのある方を対象に「避難行動要支援者名簿」の登録を勧めています。この名簿は、災害時の安否確認や避難支援での活用はもちろん、普段からの備えや、地域の防災活動などに役立っています。

以下の内容をご確認いただき、登録を希望される場合は申請書を提出してください。

## ■ 1 名簿の整備

災害対策基本法が改正され、災害時に避難支援が必要である方を対象とした「避難行動要支援者名簿」の作成が義務づけられました。

大田区でも、災害対策基本法に基づいて「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

## ■ 2 取組の趣旨

### ●いざというとき

地震などの災害の発生の際に、登録者の安否確認や避難支援にこの名簿を役立てます。

### ●普段から

安否確認や避難支援を素早く行うために、日頃から近所の方といざというときのことを話し合っておくことが大切です。この名簿は、そのきっかけづくりのため、地域の関係者（消防署、警察署、民生委員児童委員、自治会・町会）に提供します。

ご理解をお願いいたします。

## ■ 3 対象となる方

災害が発生したときに自力で避難することが困難な方で、次の要件に該当する方

- (1) 視覚障がい 1 級、2 級の方
- (2) 下肢障がい又は体幹機能障がい 1 級、2 級、3 級の方
- (3) 移動機能障がい 1 級、2 級、3 級、4 級の方
- (4) 聴覚障がい 2 級、3 級の方
- (5) 愛の手帳 1 度、2 度、3 度、4 度の方
- (6) 要介護 3、4、5 の認定を受けている 65 歳以上の方
- (7) ひとり暮らしをしている 65 歳以上の方で、避難行動に支援が必要な方  
(例)・車椅子や歩行器などを使用していて、ひとりで避難所まで行けない  
・認知症などで避難の判断ができない
- (8) その他 (1) から (7) 以外で、避難行動に支援が必要な状態にある方  
(例)・65 歳以上の方だけの世帯で、支援がなければ避難所まで行けない  
・障がい、難病、常時人工呼吸器を使用しているなどで、避難行動に支援が必要

※次の方は登録の対象外です

- ・特別養護老人ホームなどの施設、障がい者のための施設などに入所している方
- ・大田区以外にお住まいの方

※名簿登録後に施設に入所した場合は、裏面の問合せ先までお知らせください。

## ■ 4 名簿に関すること

- (1) 名簿には、申請書に記載された情報の他、区があらかじめ保有している情報を住民票などの公簿で確認して記載します。
- (2) 名簿は、あなたのお住まいの地区を担当している「消防署、警察署、民生委員児童委員、自治会・町会」に提供します。さらに、区からの委託先である地域包括支援センターも区と情報を共有します。
- (3) 区では、名簿提供先に個人情報の適切な管理を周知、徹底します。

## ■ 5 名簿の活用について

- 災害時は  
可能な限り、避難を行うための情報提供や避難状況の確認、避難支援などが円滑に行われるように役立てます。
- 平常時は  
名簿提供先の機関で情報を共有して、災害時に備えます。見守り活動、防災のための情報提供、訓練の案内などをおして、地域での支え合いのしくみ作りを進めます。そのために、名簿提供先の方が訪問することがあります。

## ■ 6 名簿へ登録される方へのお願い

この取組は、地域のみなさんによる助け合いによるもので、災害時に備えた日頃の関係づくりを目指すものです。避難行動要支援者名簿に登録することで、**災害時に必ず助けがくるということをお約束や保証するものではありません。**

災害の状況によっては多くの方々が被災者となり、名簿提供先の地域の方も例外ではありません。また、避難支援は、任意の協力によって行われるものであり、法的な責任や義務を負うものではないことをご理解ください。

- ご自身でも
  - 少なくとも3日分必要な物資の備蓄
  - 災害時の避難先、緊急連絡先の確認
  - 防災訓練への参加 などの取組をしておくことが大切です。
- 地域の方々と困りごとを話し合える関係を築いておくことも重要です。災害から身を守るため積極的に地域との関係づくりを行うなど、災害に備えることが大切です。

自助・共助  
公助

### 【お問合せ・ご相談】

大田区役所 住所：〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14

#### ●名簿への登録申請について

65歳以上の方	福祉部	高齢福祉課	電話：5744-1430	FAX：5744-1522
障がいのある方	福祉部	障害福祉課	電話：5744-1251	FAX：5744-1555
その他の方	福祉部	福祉管理課	電話：5744-1721	FAX：5744-1520

#### ●地域での名簿の活用について

総務部 防災危機管理課 電話：5744-1611 FAX：5744-1519